

他自治体における子どもに関する条例の要素比較

【資料3】

1 自治体名		鈴鹿市	国	三重県	三重県伊賀市	三重県名張市	大阪府箕面市	神奈川県川崎市	東京都豊島区	千葉県流山市	奈良県奈良市	兵庫県明石市	東京都荒川区	東京都武蔵野市	長野県佐久市	徳島県鳴門市	富山県南砺市	鹿児島県鹿児島市	奈良県田原本町
(人口規模)		19万人	-	-	8.5万人	7.4万人	14万人	155万人	31万人	21万人	35万人	31万人	22万人	15万人	9.7万人	5.2万人	4.5万人	59万人	3.1万人
2 条例の名称		鈴鹿市子ども条例(仮称)	こども基本法	三重県子ども条例	伊賀市子ども健全育成条例	名張市子ども条例	箕面市子ども条例	川崎市子どもの権利に関する条例	豊島区子どもの権利に関する条例	流山市子育てにやさしいまちづくり条例	奈良市子どもにやさしいまちづくり条例	明石市こども総合支援条例	荒川区子どもの権利条例	武蔵野市子どもの権利条例	佐久市こどもの権利条例	うずっ子条例	南砺市こどもの権利条例	鹿児島市こどもの未来応援条例	田原本町こども基本条例
3 施行日		R6.12.1	R5.4.1	H23.4.1	H17.4.1	H19.1.1	H11.10.1	H13.4.1	H18.4.1	H20.4.1	H27.4.1	H29.4.1	R5.4.1	R5.4.1	R5.4.1	R5.4.1	R5.4.1	R5.5.5	R5.9.21
4 子どもの定義			心身の発達の過程にある者	18歳未満	15歳以下	18歳以下	18歳未満	18歳未満,その他	18歳未満,規則で定める者	おおむね18歳未満	18歳未満,その他	20歳未満,その他	18歳未満,その他	18歳未満,その他	18歳未満,その他	18歳未満	心身の発達の過程にある者	18歳未満,その他	18歳未満,その他
5 条例の構成																			
(1) 前文				○		○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○
(2) 条数			20条	15条	15条	24条	16条	41条	23条	9条	21条	27条	11条	31条	10条	22条	23条	19条	17条
(3) 基本理念			○	○	○	○	○			○	○	○	○		○	○		○	○
(4) 具体的な子どもの権利						○		○	○				○	○	○		○		
6 取組の主体																			
(1) 自治体の役割			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(2) 家庭・保護者の役割				○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
(3) 学校・施設等の役割				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(4) 市民・地域の役割			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(5) 事業者の役割			○	○	○	○		○	○	○	○	○		○		○		○	○
7 取組の内容																			
(1) 子育て・養育支援							○	○	○	○	○	○		○		○		○	○
(2) 育ち・学ぶ環境整備				○			○	○	○	○				○		○		○	○
(3) 子どもの安心・安全								○	○	○	○			○				○	○
(4) 子どもの意見表明・参加				○			○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○
(5) いじめ対応								○			○	○		○		○	○		
(6) 虐待の防止								○	○		○	○		○		○	○		○
(7) 相談・救済				○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○
(8) 子どもの居場所							○	○	○		○			○		○	○	○	
(9) 普及・啓発				○		○		○	○		○	○		○		○	○	○	
8 推進の仕組み																			
(1) 計画の策定					○	○		○	○		○			○		○		○	○
(2) 推進体制の整備						○	○	○			○			○	○	○			
(3) 評価・検証				○				○	○		○			○			○	○	
9 備考																			
			基本理念は、「児童の権利に関する条約」の4原則を基に規定。具体的な取組はこども大綱で規定(予定)。		16歳以上18歳未満は配慮対象として別記。別途「いがっ子憲章」を作成。							様々な子どもへの支援を明記(障害,虐待予防,いじめ・体罰,不登校・ひきこもり,経済的困難,離婚,無戸籍,ヤングケアラー,一時保護・里親委託・施設入所措置)	議員提出議案として制定(R4.7月検討開始～R5.2月議決)。	「武蔵野市いじめ防止基本方針,いじめ防止関係者連絡会,いじめ問題対策委員会,いじめ問題調査委員会」を明記。	議員提案により制定。取組の主体として「議会の責務」を明記。	「不登校・ひきこもり対応」を明記。大学との連携について明記。	「大人の役割」について明記。		